

東京都がん診療連携拠点病院設置要綱

平成26年11月27日付26福保医政第1200号
(改正) 平成27年3月31日付26福保医政第1918号
(改正) 平成27年10月26日付27福保医政第1153号
(改正) 平成30年12月28日付30福保医政第1284号
(改正) 令和元年8月30日付31福保医政第689号
(改正) 令和5年12月19日付5保医医政第827号

第1 目的

この要綱は、専門的ながん診療機能の充実を図るため、東京都がん診療連携拠点病院（以下「都拠点病院」という。）を指定することにより、東京都におけるがん医療水準の向上を図るとともに、都民に安心かつ適切ながん医療が提供されることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において「都拠点病院」とは、第4で定める指定要件を満たし、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（令和4年8月1日付健発0801第16号厚生労働省健康局長通知別添）に基づき厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院（以下「国拠点病院」という。）以外の病院で、東京都知事（以下「知事」という。）が指定した病院をいう。

第3 都拠点病院の指定等

- 1 知事は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院の中から、以下の要件を全て満たすものについて、都拠点病院として指定する。
 - (1) 指定を受けようとする病院の開設者（以下「開設者」という。）が、別途定める「東京都がん診療連携拠点病院新規指定・更新指定申請書」を知事に提出していること。
 - (2) 第4で定める指定要件を全て満たしていること。ただし、知事が特に認めた場合はこの限りではない。
 - (3) 第三者によって構成される東京都がん診療連携拠点病院等選考委員会の意見を踏まえ、東京都が適当と認めるもの。
- 2 知事は、指定を行った場合、「東京都がん診療連携拠点病院指定通知書」（別記様式）により、開設者に対し、その旨通知する。
- 3 都拠点病院については、院内の見やすい場所に都拠点病院である旨の掲示をするなど、がん患者に対し、必要な情報提供を行うこととする。
- 4 都拠点病院は、指定要件を満たさなくなった場合及び院内で重大な事故等が発

生した場合は、速やかに知事に報告を行うものとする。

- 5 知事は、都拠点病院が指定要件を欠くに至ったと認める等の場合は、「東京都がん診療連携拠点病院等選考委員会」の意見を聴取の上、以下の対応を行うことができる。

(1) 勧告

指定要件を欠くに至ったと認める場合、勧告を行った上で指定期間を短縮することができる。指定期間を短縮した後に、第4で定める指定要件を全て満たした場合、指定期間を短縮前の期間に戻すことができる。勧告を行っても改善が見られない場合、指定の取消しをすることができる。

(2) 指定の取消し

指定要件を著しく欠く場合及び重大な事故等が発生した場合は、指定の取消しをすることができる。

また、知事は開設者から申し出があったときは指定を取り消すことができる。

- 6 都拠点病院の指定期間は原則として4年とする。ただし、再指定を妨げない。
7 都拠点病院が国拠点病院として新たに指定された場合は、国拠点病院の指定日に、都拠点病院としての指定は効力を失う。

第4 指定要件

1 東京都がん診療連携協議会への参画

都内の他の国拠点病院や都拠点病院等と協働して東京都がん診療連携協議会を設置し、その運営に主体的に参画すること。

また、各二次保健医療圏におけるがん医療の質を向上させるため、当該二次保健医療圏を代表して東京都がん診療連携協議会の運営にあたりるとともに、東京都がん診療連携協議会の方針に沿って各二次保健医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めること。

2 診療体制

(1) 診療機能

ア 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供

(ア) 我が国に多いがん（大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、前立腺がん及び肝・胆・膵のがんをいう。以下同じ。）を中心にその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療、リハビリテーション及び緩和ケア（以下「集学的治療等」という。）を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療（以下「標準的治療」という。）等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。ただし、我が国に多いがんの中でも症例の集約化により治療成績の向上が期待されるもの等、当該施設において集学的治療等を提供しない場合には、適切な医療に確実につなげることができる体制を構築すること。

- (イ) 医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等には、以下の体制を整備すること。
- a 患者とその家族の希望を踏まえ、看護師や公認心理師等が同席すること。
 - b 治療プロセス全体に関して、患者とともに考えながら方針を決定すること。
 - c 標準治療として複数の診療科が関与する選択肢がある場合に、その知見のある診療科の受診ができる体制を確保すること。
- (ウ) がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、以下のカンファレンスをそれぞれ必要に応じて定期的を開催すること。特に、d のカンファレンスを月 1 回以上開催すること。
- また、検討した内容については、診療録に記録の上、関係者間で共有すること。
- a 個別若しくは少数の診療科の医師を主体とした日常的なカンファレンス
 - b 個別若しくは少数の診療科の医師に加え、看護師、薬剤師、必要に応じて公認心理師や緩和ケアチームを代表する者等を加えた、症例への対応方針を検討するカンファレンス
 - c 手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理診断及び緩和ケア等に携わる専門的な知識及び技能を有する医師とその他の専門を異にする医師等による、骨転移・原発不明がん・希少がんなどに関して臓器横断的ながん患者の診断及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンス
 - d 臨床倫理的、社会的な問題を解決するための、具体的な事例に則した、患者支援の充実や多職種間の連携強化を目的とした院内全体の多職種によるカンファレンス
- (エ) 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ、医師だけではなく、看護師や薬剤師等他の診療従事者からも介入依頼ができる体制を整備すること。
- (オ) 保険適用外の免疫療法等について、治験、先進医療、臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）で定める特定臨床研究または再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）に基づき提供される再生医療等の枠組み以外の形では、実施・推奨しないこと。
- イ 手術療法、放射線療法、薬物療法の提供体制の特記事項
- 集学的治療等を適切に提供できる体制を整備する上で、特に以下に対応すること。
- (ア) 術中迅速病理診断が可能な体制を確保すること。
- なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。

- (イ) 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施すること。その際、厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業（J A N I S）へ登録していることが望ましい。
- (ウ) 強度変調放射線治療と外来での核医学治療を提供することが望ましい。
- (エ) 密封小線源治療について、地域の医療機関と連携し、役割分担すること。
- (オ) 専用治療病室を要する核医学治療や粒子線治療等の高度な放射線治療について、患者に情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備すること。
- (カ) 関連する学会のガイドライン等も参考に、第三者機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質管理を行うこと。
- (キ) 画像下治療（I V R）を提供することが望ましい。
- (ク) 免疫関連有害事象を含む有害事象に対して、他診療科や他病院と連携する等して対応すること。
- (ケ) 薬物療法のレジメン（薬物療法における薬剤の種類や量、期間、手順などを時系列で示した計画のことをいう。）を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。

ウ 緩和ケアの提供体制

- (ア) がん診療に携わる全ての診療従事者により、全てのがん患者に対し入院、外来を問わず日常診療の定期的な確認項目に組み込むなど頻回に苦痛の把握に努め、必要な緩和ケアの提供を行うこと。
- (イ) がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等の把握及びそれらに対する適切な対応を、診断時から一貫して経時的に行っていること。
また、診断や治療方針の変更時には、ライフステージ、就学・就労、経済状況、家族との関係性等、がん患者とその家族にとって重要な問題について、患者の希望を踏まえて配慮や支援ができるよう努めること。
- (ウ) (ア)、(イ)を実施するため、がん診療に携わる全ての診療従事者の対応能力を向上させることが必要であり、これを支援するために組織上明確に位置付けられた緩和ケアチームにより、以下を提供するよう体制を整備すること。
 - a 定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、依頼を受けていないがん患者も含めて苦痛の把握に努めるとともに、適切な症状緩和について協議し、必要に応じて主体的に助言や指導等を行っていること。
 - b (2)のイの(ウ)に規定する看護師は、苦痛の把握の支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟の看護業務を支援・強化すること。
また、主治医及び看護師、公認心理師等と協働し、適切な支援を実施すること。
- (エ) 患者が必要な緩和ケアを受けられるよう、緩和ケア外来の設置など外来

において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。

なお、自施設のがん患者に限らず、他施設でがん診療を受けている、又は受けていた患者についても受入れを行っていること。

また、緩和ケア外来等への患者紹介について、地域の医療機関に対して広報等を行っていること。

- (オ) 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等により、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導すること。その際には、自記式の服薬記録を整備活用すること。
- (カ) 院内の診療従事者と緩和ケアチームとの連携を以下により確保すること。
 - a 緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順等、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示すること。
 - b 緩和ケアの提供体制について緩和ケアチームへ情報を集約するために、がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアチームと各部署をつなぐ役割を担うリンクナース（医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師をいう。）などを配置することが望ましい。
- (キ) 患者や家族に対し、必要に応じて、アドバンス・ケア・プランニング（人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのことをいう。）を含めた意思決定支援を提供できる体制を整備していること。
- (ク) (ア) から (キ) により、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や入院時の資料配布、ホームページ上の公開等により、がん患者及び家族に対し分かりやすく情報提供を行うこと。
- (ケ) かかりつけ医等の協力・連携を得て、主治医及び看護師が緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。
- (コ) 疼痛緩和のための専門的な治療の提供体制等について、以下のとおり確保すること。
 - a 難治性疼痛に対する神経ブロック等について、自施設における麻酔科医等との連携等の対応方針を定めていること。

また、自施設で実施が困難なために、外部の医療機関と連携して実施する場合には、その詳細な連携体制を確認しておくこと。

さらに、ホームページ等で、神経ブロック等の自施設における実施状況や連携医療機関名等、その実施体制について分かりやすく公表していること。
 - b 緩和的放射線治療を患者に提供できる体制を整備すること。

また自施設の診療従事者に対し、緩和的放射線治療の院内での連携体制について周知していることに加え、連携する医療機関に対し、患者の受入れ等について周知していること。

さらに、ホームページ等で、自施設におけるこれらの実施体制等について分かりやすく公表していること。

- (サ) 全てのがん患者に対して苦痛の把握と適切な対応がなされるよう緩和ケアに係る診療や相談支援、患者からのPRO（患者報告アウトカム）（Patient Reported Outcomeの略。自覚症状やQOLに関する対応の評価のために行う患者の主観的な報告をまとめた評価のこと。医療従事者等による解釈が追加されない形での実施が望ましいとされる。治験等の領域において客観的な指標では計測できないが重要な自覚症状等について、各治療法の効果等を適切に評価するために発展してきた概念をいう。）、医療用麻薬の処方量など、院内の緩和ケアに係る情報を把握し、検討・改善する場を設置していること。それを踏まえて自施設において組織的な改善策を講じる等、緩和ケアの提供体制の改善に努めること。

エ 地域連携の推進体制

- (ア) がん患者の紹介、逆紹介に積極的に取り組むとともに、以下の体制を整備すること。
- a 緩和ケアの提供に関して、当該二次保健医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する等、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備すること。
 - b 希少がんに関して、専門家による適切な集学的治療が提供されるよう、他の拠点病院等及び地域の医療機関との連携及び情報提供ができる体制を整備すること。
 - c 高齢のがん患者や障害を持つがん患者について、患者や家族の意思決定支援の体制を整え、地域の医療機関との連携等を図り総合的に支援すること。
 - d 介護施設に入居する高齢者ががんと診断された場合に、介護施設等と治療・緩和ケア・看取り等において連携する体制を整備すること。
- (イ) 地域の医療機関の医師と診断及び治療に関する相互的な連携協力体制・教育体制を整備すること。
- (ウ) 当該二次保健医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、当該二次保健医療圏内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行うこと。
- (エ) がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーションなど、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携して対応すること。

(オ) 地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での退院に努め、退院後も在宅診療の主治医等の相談に対応するなど、院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備すること。

(カ) 退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施すること。

(キ) 当該二次保健医療圏において、地域の医療機関や在宅療養支援診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援、緩和ケアについて情報を共有し、役割分担や支援等について検討する場を年1回以上設けること。

また、緩和ケアチームが地域の医療機関や在宅療養支援診療所等から定期的に連絡・相談を受ける体制を確保し、必要に応じて助言等を行っていること。

(ク) 都道府県や地域の患者会等と連携を図り、患者会等の求めに応じてピア・サポート（患者・経験者やその家族がピア（仲間）として体験を共有し、共に考えることで、患者や家族等を支援することをいう。）の質の向上に対する支援等に取り組むこと。

オ セカンドオピニオンに関する体制

(ア) 医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等において、全てのがん患者とその家族に対して、他施設でセカンドオピニオンを受けられることについて説明すること。その際、心理的な障壁を取り除くことができるよう留意すること。

(イ) 当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線療法、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によりセカンドオピニオンを提示する体制を整備し、患者に分かりやすく公表すること。

(ウ) セカンドオピニオンを提示する場合は、必要に応じてオンラインでの相談を受け付けることができる体制を確保することが望ましい。

カ それぞれの特性に応じた診療等の提供体制

(ア) 希少がん・難治がんの患者の診断・治療に関しては、積極的に東京都がん診療連携協議会における役割分担の整理を活用し、対応可能な施設への紹介やコンサルテーションで対応すること。

(イ) 小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備すること。

(ウ) 東京都がん・生殖医療連携ネットワークに加入し、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」へ参画するとともに、対象となりうる患者や家族には必ず治療開始前に情報提供すること。患者の希望を確認するとともに、がん治療を行う診療科が中心となって、院内又は

地域の生殖医療に関する診療科とともに、妊孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助医療に関する情報提供及び意思決定支援を行う体制を整備すること。自施設において、がん・生殖医療に関する意思決定支援を行うことができる診療従事者の配置・育成に努めること。

- (エ) 就学、就労、妊孕性（子どもをつくるために必要な能力のことをいう。精子や卵子だけではなく、性機能や生殖器、内分泌機能も重要な要素である。がん治療（化学療法、放射線療法、手術療法）等の副作用により、これらの機能に影響を及ぼし、妊孕性が低下若しくは失われる場合がある。）の温存、アピアランスケア（医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアのことをいう。以下同じ。）等に関する状況や本人の希望についても確認し、自施設若しくは連携施設のがん相談支援センターで対応できる体制を整備すること。

また、それらの相談に応じる多職種からなるAYA世代（Adolescent and Young Adult（思春期・若年成人）の頭文字をとったもので、主に思春期（15歳～）から30歳代までの世代を指す。以下同じ。）支援チームを設置することが望ましい。

- (オ) 高齢者のがんに関して、併存症の治療との両立が図れるよう、関係する診療科と連携する体制を確保すること。

また、意思決定能力を含む機能評価を行い、各種ガイドラインに沿って、個別の状況を踏まえた対応をしていること。

- (カ) 医療機関としてのBCP（大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことをいう。事業継続計画。）を策定することが望ましい。

なお、次期の指定要件の改定において、必須要件とすることを念頭に置いたものである。

(2) 診療従事者

ア 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

- (ア) 当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤（原則として病院で定めた勤務時間の全てを勤務する者をいう。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している者を常勤とし、その他は非常勤とする。以下同じ。）の医師を1人以上配置すること。

- (イ) 専任（当該診療の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該診療に

従事している必要があるものとする。以下同じ。)の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。

(ウ) 専従(当該診療の実施日において、当該診療に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該診療に従事していることをいう。以下同じ。)の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。

(エ) 専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。

(オ) 緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。

なお、当該医師については、専従であることが望ましい。

また、当該医師は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。

緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。

なお、当該医師については、専任であることが望ましい。

(カ) 専従の病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。

(キ) リハビリテーションに携わる専門的な知識及び技能を有する医師を配置することが望ましい。

(ク) 令和5年3月31日まで認めていた、当該二次保健医療圏の医師数が概ね300人を下回る場合における専門的な知識及び技能を有する医師の配置に関する特例は原則として認めない。ただし、地域における医療体制に大きな影響がある場合については、東京都全体の医療体制の方針等を踏まえて、東京都がん診療連携拠点病院等選考委員会において個別に判断する。

イ 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置

(ア) 放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師を2人以上配置することが望ましい。

なお、次期の指定要件の改定において、必須要件とすることを念頭に置いたものである。

また、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

専従の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の技術者等を1人以上配置すること。

なお、当該技術者は医学物理学に関する専門資格を有する者であること

が望ましい。

放射線治療部門に、専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。

なお、当該看護師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

(イ) 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。

なお、当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

外来化学療法室に、専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。

なお、当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

(ウ) 緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。

なお、当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であること。

(エ) 緩和ケアチームに、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する薬剤師及び相談支援に携わる専門的な知識及び技能を有する者をそれぞれ1人以上配置すること。

なお、当該薬剤師は緩和薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

また、当該相談支援に携わる者は社会福祉士等であることが望ましい。

これらは、他部署との兼任を可とする。

(オ) 緩和ケアチームに協力する、公認心理師等の医療心理に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置することが望ましい。

なお、次期の指定要件の改定において、必須要件とすることを念頭に置いたものである。

(カ) 専任の細胞診断に係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置すること。

なお、当該診療従事者は細胞診断に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

(キ) がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を配置することが望ましい。

(3) その他の環境整備等

ア 患者とその家族が利用可能なインターネット環境を整備することが望ましい。

イ 集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点等に関して、冊子や

視聴覚教材等を用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。

また、その冊子や視聴覚教材等はオンラインでも確認できることが望ましい。

ウ がん治療に伴う外見の変化について、がん患者及びその家族に対する説明やアピアランスケアに関する情報提供・相談に応じられる体制を整備していること。

エ がん患者の自殺リスクに対し、院内で共通したフローを使用し、対応方法や関係機関との連携について明確にしておくこと。

また、関係職種に情報共有を行う体制を構築していること。自施設に精神科、心療内科等がない場合は、地域の医療機関と連携体制を確保していること。

3 診療実績

(1) 又は(2)を概ね満たすこと。

(1) 以下の項目をそれぞれ満たすこと。

ア 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分)年間500件以上

イ 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上

ウ がんに係る薬物療法延べ患者数 年間1,000人以上

エ 放射線治療延べ患者数 年間200人以上

オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上

(2) 当該二次保健医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。

4 人材育成等

(1) 自施設において、2に掲げる診療体制その他要件に関連する取組のために必要な人材の確保や育成に積極的に取り組むこと。特に、診療の質を高めるために必要な、各種学会が認定する資格等の取得についても積極的に支援すること。

また、広告可能な資格を有する者のがん診療への配置状況について積極的に公表すること。

(2) 病院長は、自施設においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師等の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師等がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。

(3) 「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠し、当該二次保健医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、東京都と協議の上、開催すること。

また、自施設の長、自施設に所属する臨床研修医及び1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備し、受

講率を現況報告において報告すること。

また、医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促すこと。

なお、研修修了者について、患者とその家族に対して分かりやすく情報提供すること。

(4) 連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行うこと。

(5) (3)のほか、当該二次保健医療圏において顔の見える関係性を構築し、がん医療の質の向上につながるよう、地域の診療従事者を対象とした研修やカンファレンスを定期的を開催すること。

(6) 自施設の診療従事者等に、がん対策の目的や意義、がん患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している診療・患者支援の体制について学ぶ機会を年1回以上確保していること。

なお、自施設のがん診療に携わる全ての診療従事者が受講していることが望ましい。

(7) 院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的実施すること。

また、他の診療従事者についても、各々の専門に応じた研修を定期的実施する又は、他の施設等で実施されている研修に参加させること。

(8) 医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象とするがん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力すること。

5 相談支援及び情報の収集提供

(1) がん相談支援センター

相談支援を行う機能を有する部門（以下「がん相談支援センター」という。なお、病院固有の名称との併記を認めた上で、必ず「がん相談支援センター」と表記すること。）を設置し、アからクの体制を確保した上で、がん患者や家族等が持つ医療や療養等の課題に関して、病院を挙げて全人的な相談支援を行うこと。必要に応じてオンラインでの相談を受け付けるなど、情報通信技術等も活用すること。

また、コミュニケーションに配慮が必要な者や、日本語を母国語としていない者等への配慮を適切に実施できる体制を確保すること。

ア 国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修（1）～（3）を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置すること。

なお、当該相談支援に携わる者のうち1名は、社会福祉士であることが望ましい。

イ 相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、がん相談支援センター相談員研修等により定期的な知識の更新に努めること。

ウ 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。

また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。

エ がん相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。

(ア) 外来初診時から治療開始までを目処に、がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問（必ずしも具体的な相談を伴わない、場所等の確認も含む）することができる体制を整備することが望ましい。

なお、次期の指定要件の改定において、必須要件とすることを念頭に置いたものである。

(イ) 治療に備えた事前の面談や準備のフローに組み込む等、診療の経過の中で患者が必要とするときに確実に利用できるよう繰り返し案内を行うこと。

(ウ) 院内の見やすい場所にごがん相談支援センターについて分かりやすく掲示すること。

(エ) 地域の住民や医療・在宅・介護福祉等の関係機関に対し、がん相談支援センターに関する広報を行うこと。

また、自施設に通院していない者からの相談にも対応すること。

(オ) がん相談支援センターを初めて訪れた者の数を把握し、認知度の継続的な改善に努めること。

オ がん相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備すること。

また、フィードバックの内容を自施設の相談支援の質の向上のために活用するとともに、東京都がん診療連携協議会で報告し、他施設とも情報共有すること。

カ 患者からの相談に対し、必要に応じて速やかに院内の診療従事者が対応できるよう、病院長若しくはそれに準じる者が統括するなど、がん相談支援センターと院内の診療従事者が協働する体制を整備すること。

キ がん相談支援センターの相談支援に携わる者は、東京都にある都道府県がん診療連携拠点病院（国拠点病院のうち、当該都道府県におけるがん対策を推進するために、がん診療の質の向上等に関する中心的な役割を担う病院）が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講すること。

ク がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を設けること。その際には、一定の研修を受けたピア・サポーターを活用する、若しくは十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めること。

なお、オンライン環境でも開催できることが望ましい。

(2) 院内がん登録

- ア がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針（平成27年厚生労働省告示第470号）に即して院内がん登録を実施すること。
- イ 国立がん研究センターが実施する研修で中級認定者の認定を受けている、専従の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。
- ウ 毎年、最新の登録情報や予後を含めた情報を国立がん研究センターに提供すること。
- エ 院内がん登録を活用することにより、都の実施するがん対策等に必要な情報を提供すること。

(3) 情報提供・普及啓発

- ア 自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容を病院ホームページ等で分かりやすく広報すること。
また、希少がん、小児がん、AYA世代のがん患者への治療及び支援（妊孕性温存療法を含む）やがんゲノム医療についても、自施設で提供できる場合や連携して実施する場合はその旨を広報すること。
なお、大規模災害や感染症の流行などにより自院の診療状況に変化が生じた場合には、速やかに情報公開をするよう努めること。
- イ 当該二次保健医療圏内のがん診療に関する情報について、病院ホームページ等で分かりやすく広報すること。特に、我が国に多いがんの中で、自施設で対応しない診療内容についての連携先や集学的治療等が終了した後のフォローアップについて地域で連携する医療機関等の情報提供を行うこと。
- ウ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育、患者向け・一般向けのガイドラインの活用法等に関する普及啓発に努めること。
- エ 参加中の治験についてその対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報すること。
- オ 患者に対して治験も含めた医薬品等の臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関を紹介すること。
- カ がん教育について、当該二次保健医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めること。
なお、がん教育の実施に当たっては、児童生徒が当事者である場合や、身近にがん患者を持つ場合等があることを踏まえ、対象者へ十分な配慮を行うこと。

6 臨床研究及び調査研究

- (1) 政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究に協力すること。
- (2) 治験を含む医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究コーディネーター（C

RC)を配置すること。治験を除く医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究法に則った体制を整備すること。実施内容の広報等に努めること。

7 医療の質の改善の取組及び安全管理

(1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況のほか、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。その際にはQuality Indicatorを利用するなどして、PDCAサイクルが確保できるよう工夫をすること。

(2) 医療法等に基づく医療安全に係る適切な体制を確保すること。

(3) 日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること。

8 特定機能病院を都拠点病院に指定する場合の指定要件

医療法（昭和23年法律第205号）第4条の2に基づく特定機能病院を都拠点病院として指定する場合には、当該医療機関は上記1から7に定める指定要件に加え、都内の国拠点病院や都拠点病院等に対する医師の派遣や人材育成による診療支援に積極的に取り組み、その観点から東京都がん診療連携協議会にも積極的に参画すること。

第5 既に都拠点病院の指定を受けている病院の取扱いについて

1 施行日時点で、「東京都がん診療連携拠点病院設置要綱」（（改正）令和元年8月30日付31福保医政第689号）に基づき都拠点病院の指定を受けている病院（以下「既指定病院」という。）にあつては、令和6年3月末日までの間、「東京都がん診療連携拠点病院設置要綱」（（改正）令和元年8月30日付31福保医政第689号）に定める要件を満たしている場合に限り、第3の1の（2）及び（3）の規定に関わらず、この要綱で定める都拠点病院として指定を受けているものとみなす。ただし、この場合の指定期間は、第3の6の規定に関わらず、令和6年3月末日までとする。

2 既指定病院のうち、令和6年4月1日以降も引き続き都拠点病院として指定を受けようとする病院は、開設者が、別途定める「東京都がん診療連携拠点病院新規指定・更新指定申請書」を指定する期日までに知事に提出すること。

また、第4で定める指定要件を全て満たすこと。

なお、第4の2の（2）のイの（ア）に規定する「専従の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の技術者等を1人以上配置すること」及び「放射線治療部門に、専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること」並びに第4の6の（2）に規定する「治験を含む医薬品等の臨床研究を行う場合において、臨床研究コーディネーター（CRC）を配置すること」の要件については、いずれかの要件を満たしていない既指定病院にあつても、（1）及び（2）に定める全ての要件を満たしている場合に限り、指定す

ることができるものとする。ただし、このとき第3の6の規定に関わらず、指定期間は令和6年4月からの1年間とする。

また、第4の7の「日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること」の要件については、満たしていない既指定病院にあっても、指定することができるものとする。ただし、このとき第3の6の規定に関わらず、指定期間は令和6年4月からの2年間とする。

- (1) 専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。
- (2) 放射線治療部門に、専任の放射線治療に携わる常勤看護師を1人以上配置すること。

なお、当該既指定病院は現況報告にて当該要件が満たされていることが確認できなければ、令和6年4月1日以降指定の更新は認められない場合があるため留意すること。

第6 他の医療機関との連携

都拠点病院は、その設置目的を果たすため、国拠点病院院及びその他医療機関等との連携に努めるものとする。

第7 東京都への協力

都拠点病院は、都が実施するがん医療水準の向上等に向けた取組に協力すること。

第8 東京都への報告

1 現況報告

都拠点病院は、第4に定める指定要件の充足状況について、別途定める「東京都がん診療連携拠点病院現況報告書」により、毎年1回、指定する期日までに知事に報告しなければならない。

2 四半期報告

都拠点病院は、第4に指定要件として規定する診療体制等に基づくがん医療の提供状況及び情報提供等の状況について、別途定める「東京都がん診療連携拠点病院四半期報告書」により、四半期ごと指定する期日までに知事に報告しなければならない。

第9 事業に係る経費の補助

知事は、都拠点病院（独立行政法人病院及び国立病院を除く。）が、都拠点病院としての役割を果たすために実施する事業の経費に対し、別に定めるところにより予算の範囲内で補助する。

附 則

この要綱は、平成26年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月26日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月19日から施行する。